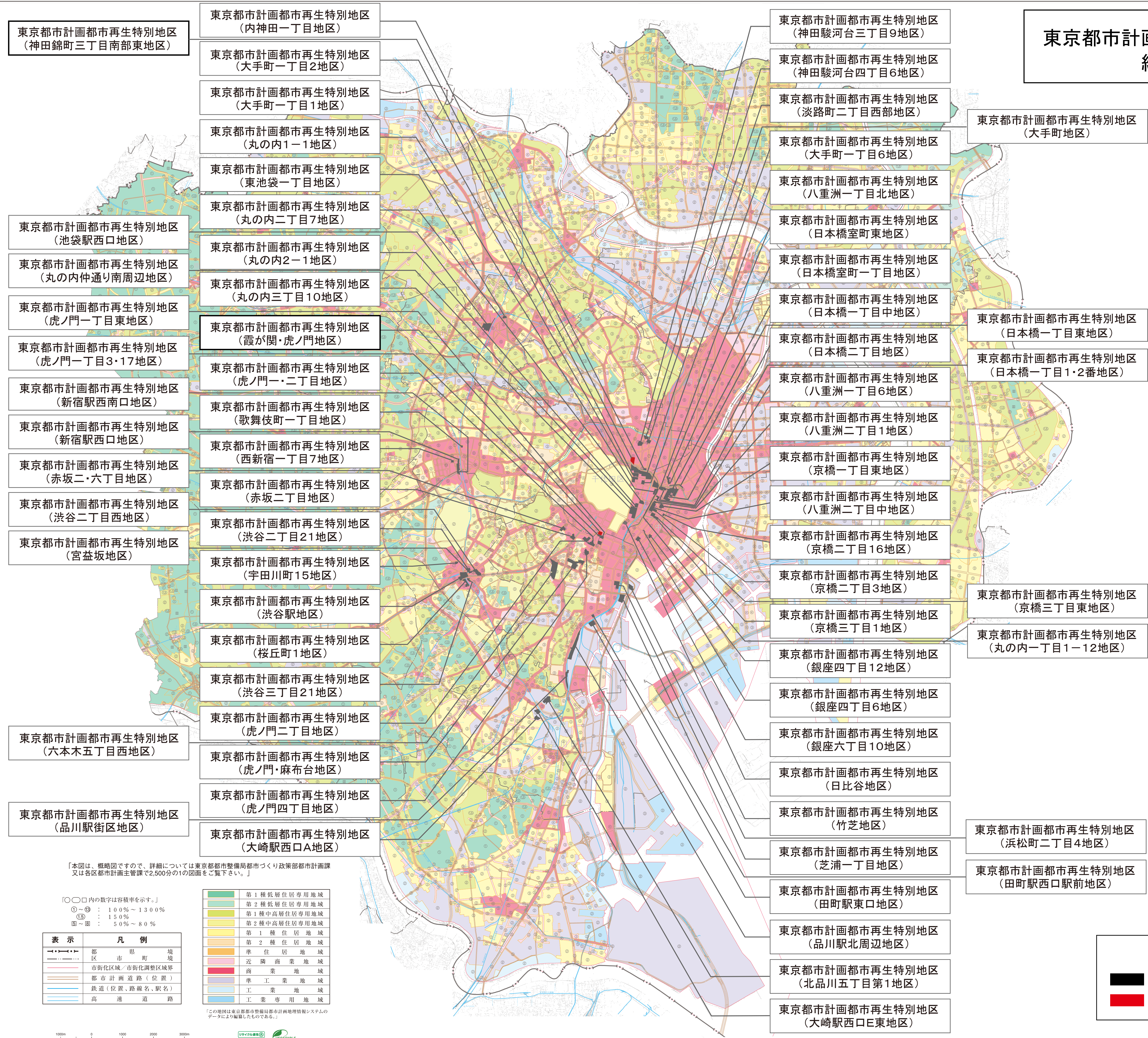


東京都市計画都市再生特別地区
総 括 図



「本図は、概略図ですので、詳細については東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
又は各区都市計画主管課で2,500分の1の図面をご覧ください。」

「〇□内の数字は容積率を示す。」
①～⑬： 100%～1300%
⑭： 150%
⑮～⑰： 50%～80%

表 示	凡 例
→・→・→	都 市 界 限
—	区 界
—	市 界
—	市街化区域／市街化調整区域界
—	都 市 計 画 道 路 (位 置)
—	鉄 道 (位 置 、 路 線 名 、 駅 名)
—	高 速 道 路

第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域	準住居地域
第2種住居地域	近隣商業地域
準住居地域	商業地域
商業地域	準工業地域
準工業地域	工業地域
工業地域	工業専用地域

「この地図は東京都都市整備局都市計画地理情報システムのデータにより編纂したものである。」

凡 例
都市再生特別地区 (既決定)
都市再生特別地区 (変更)

東京都市計画 都市再生特別地区 総括図



- 凡例
- 都市再生特別地区 (既決定)
 - 都市再生特別地区 (変更)

東京都市計画都市再生特別地区
(淡路町二丁目西部地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台四丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田駿河台三丁目9地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(神田錦町三丁目南部東地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(内神田一丁目地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目2地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(大手町一丁目6地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内2-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内三丁目10地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(日比谷地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内一丁目1-12地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内1-1地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内二丁目7地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(丸の内仲通り南周辺地区)

東京都市計画都市再生特別地区
(霞が関・虎ノ門地区)

凡例

● 用途地域 (令和 7 年 6 月 16 日最終変更)、防火・準防火地域				
種別	容積率	用途地域の種類	建蔽率	防火地域 準防火地域
	300%	第一種住居地域	60%	準防火
	400%		80%	防火
	500%			
	300%	第二種住居地域	60%	準防火
	400%		80%	防火
	500%			
	400%	商業地域	80%	
	500%			
	600%			
	700%			
	800%			
	900%			
	1000%			
	1200%			
	1300%			

● 特例容積率適用地区	
	特例容積率適用地区

● 文教地区	
第一種	文教地区
第二種	文教地区

● 中高層階住居専用地区	
	第二種中高層階住居専用地区
	第四種中高層階住居専用地区
	第五種中高層階住居専用地区

● 路線式30m及び街区指定(下記以外のところは路線式20m)	
	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)
	街区指定のところ

● 日影規制(建築基準法に基づく指定)			
	規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建築物の高さ	測定水平面の高さ
	5mをこえ 10m以内	10mをこえる	平均地盤面 から4m
	5時間以上	3時間以上	10mをこえるもの

● 特定行政庁が指定する区域の内容(建築基準法に基づく指定)	
A	道路幅員による容積率の低減係数0.6 道路斜線1:1.5 隣地斜線31m:1:2.5
B	隣地斜線制限なし
C	道路幅員による容積率の低減係数0.8

詳細については、景観・都市計画課に備付けの
指定図書を縦覧してください。